

豊能町Uターン奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町外に転出した後、再び豊能町に転入し定住する者に対し、奨励金を交付することにより、人口の減少が顕著な生産年齢世代のUターンを促進し、もって地域の活性化及び担い手の確保を図ることを目的とし、豊能町補助金等交付規則（昭和50年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者（以下、「交付対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 出生から18歳までの間に豊能町に住民登録を有していたことがあり、町外へ転出してから2年以上を経過した後、再び定住の意思を持って豊能町に転入した者。
- (2) 申請日時点において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する、高等学校、高等専門学校、高等専門学校専攻科、短期大学、大学、大学院及び専修学校の専門課程を卒業した者であって、卒業後1年以内の者又は満23歳以上50歳未満である者。
- (3) 申請日時点において豊能町に住民登録されている者。
- (4) 令和7年4月1日以降に転入し、転入後1年を経過していない者。
- (5) 転入後3年以上継続して豊能町に居住する意思を有する者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれに関係を有する者でない者。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けていない者。
- (8) 本人又は世帯員全員が、国又は地方公共団体等による同様の補助制度（豊能町移住就職応援支援金を含む）を利用していない者。
- (9) その他町長が適当と認める者。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、交付対象者1人につき50,000円を予算の範囲内において支給する。

(申請手続)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、豊能町Uターン奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 豊能町Uターン奨励金交付に関する誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 申請者の住民票及び戸籍の附票等

(3) 転出していたことが確認できる書類。ただし戸籍の附票により転出していたことが確認できる場合は、省略することができる。

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の各号に掲げる書類の提出が困難であると町長が認めるときは、申請者の申立書又はその他町長が必要と認める資料により、当該要件を確認することができるものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたものについて予算の範囲内において奨励金の交付を決定し、豊能町Uターン奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、奨励金の不交付を決定したときは、豊能町Uターン奨励金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 申請者は、交付決定通知を受け、奨励金の請求をしようとするときは、交付決定通知のあった日から14日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、豊能町Uターン奨励金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(返還請求)

第7条 町長は、奨励金の交付決定を受けた者又は奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、豊能町Uターン奨励金交付取消通知書（様式第6号）により、奨励金の交付を取消し、既に奨励金が交付されている場合は、豊能町Uターン奨励金返還請求書（様式第7号）により、申請者に奨励金全額の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により奨励金の交付を受けた場合

(2) 奨励金の交付日から3年以内に豊能町から転出した場合

(3) その他町長が特に返還を必要と認めるとき。ただし、病気、災害その他やむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。